

# 御前崎市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との 調和に関する条例（概要）

御前崎市では令和4年4月1日より、太陽光・風力・バイオマス発電事業を対象とした条例が施行されます。

## 1 目的

この条例は、御前崎市の自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和を図るために必要な事項を定めることにより、豊かな自然環境及び魅力ある景観を維持し、並びに災害の発生を防止し、もって良好な生活環境の保全に寄与することを目的としています。

## 2 対象事業

- ・事業区域が1,000㎡以上の太陽光・バイオマス発電事業
- ・風力発電事業(面積要件なし)

※採光のための樹木伐採等、発電事業のために隣接地等を整備する箇所も事業区域に含まれます。

※建築物の屋根又は屋上に発電設備を設置する事業は、本条例の対象事業となりません。

## 3 届出及び同意

対象事業を実施しようとする事業者は、あらかじめ(事業着手前までに)市長への届出及び市長同意を得ることが必要となります。

届出に際しては、事前に隣接地所有者や町内会等近隣関係者へ事業計画を周知し、その結果を届出書に添付していただきます。なお、周知を行うに当たっては、事業計画の内容について近隣関係者の理解を得られるよう努めることが必要となります。

※本条例における近隣関係者とは、事業区域に隣接する土地及びその土地にある建築物の所有者・使用者等、事業区域を含む町内会、発電事業に伴い影響を受けることが懸念される団体、その他同程度の影響を受けると市長が認めるものとなります。

※事業区域が1,000㎡以上の場合（営農型太陽光発電事業を除く）は、本条例による届出と同時に、「御前崎市土地利用事業の適正化に関する指導要綱」による承認申請が必要となります。

※届出から市長同意までの日数は、通常であれば「御前崎市土地利用事業の適正化に関する指導要綱」における標準処理期間と同様60日程度となります。（他法令の許認可等手続きがある場合の事業着手は、他法令の許認可後となります。）

#### 4 抑制区域

再生可能エネルギー発電事業を実施することで、本条例の目的達成のために支障をきたすおそれがある区域を抑制区域に指定しています。抑制区域は、原則事業の実施ができない区域となります。

抑制区域	根拠法令等
土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 第9条第1項
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 第3条第1項
砂防指定地	砂防法 第2条
河川区域	河川法 第6条第1項
地すべり防止区域	地すべり等防止法 第3条第1項
保安林	森林法 第25条第1項
農業振興地域内の農用地区域 (営農型太陽光発電事業を除く)	農業振興地域の整備に関する法律 第8条第2項第1号
用途地域	都市計画法 第8条第1項第1号
周知の埋蔵文化財包蔵地 国指定史跡名勝天然記念物の指定地	文化財保護法 第93条第1項 第109条第1項
県指定史跡名勝天然記念物の指定地	静岡県文化財保護条例 第29条第1項
市指定史跡名勝天然記念物の指定地	御前崎市文化財保護条例 第32条第1項
県立自然公園	静岡県立自然公園条例 第5条第1項

#### 5 条例適用時期

本条例は令和4年4月1日以降に着手する事業が対象となります。ただし、届出から市長同意までに日数を要するため、令和4年3月31日以前でも届出書の提出ができます。

※本条例における事業着手とは、再生可能エネルギー発電設備を設置するための樹木伐採、土地の造成等を含む設備設置工事に着手する時点となります。なお、測量や設計等は本条例の事業対象外となります。